

新型コロナウイルス感染拡大などに伴う 派遣労働者の相談窓口のご案内

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染拡大などに伴い、派遣労働者の皆さまのための相談窓口を、全国の都道府県労働局に設置しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の契約解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった場合など、相談窓口にご連絡ください。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による相談をご活用ください。

※相談内容によっては、関係機関をご案内することもあります。

お問い合わせ先

下記電話番号に、お電話ください。

☎ 096-211-1731

(受付：平日8：30～17：15)

【熊本労働局 需給調整事業室】

派遣労働者相談窓口業務開始日：令和2年5月13日

熊本労働局 新型コロナウイルス感染拡大などに伴う

派遣労働者の特別相談窓口

〒860-8514

熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本地方合同庁舎A棟9階 需給調整事業室

- ・JR熊本駅より徒歩5分
- ・市電二本木口より徒歩1分
- ・二本木バス停より徒歩2分